## 令和4年第1回

中津川市議会(定例会)議案その2

令和4年2月28日

## 令和4年第1回中津川市議会(定例会)議案その2 目次

議第31号 中津川市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・3

## 議第31号

中津川市国民健康保険条例の一部改正について 中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青 山 節 児

提案説明

国民健康保険法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中津川市国民健康保険条例(昭和34年中津川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条の3中「第21条」の次に「及び第21条の3」を加え、同条第1号ウ中「法第81条の2第4項」を「法第81条の2第5項」に改め、同号エ中「法第81条の2第9項第2号」を「法第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「法第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第17条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第17条の6の2中「第21条」の次に「及び第21条の3」を加え、同条第2号イ中 「法第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第17条の6の12中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

第21条の3を第21条の4とし、第21条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第21条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第17条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)。
- 2 第17条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条 又は第17条の5」とあるのは「第17条の6の6又は第17条の6の10」と、「第17条第2項」とあるのは「第17条の6の6第2項」と、第2項中「第17条第3項」

とあるのは「第17条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付 義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課 額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額と する。
  - (1) 第17条又は第17条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第21条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額
  - (2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第17条第2項の 規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)
- 5 第17条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条 又は第17条の5」とあるのは「第17条の6の6又は第17条の6の10」と、「第17条第2項」とあるのは「第17条の6の6第2項」と、第5項中「第17条第3項」とあるのは「第17条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の中津川市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度 分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の 例による。